

【法人事業税・法人住民税】災害延長申請方法

フローチャート

以下の2種類の申請方法がありますので、次のチャートに沿って方法をお選びください。

- (1) 東京都都税条例第 17 条の 2 第 2 項による災害延長
- (2) 地方税法第 72 条の 25 第 2 項又は第 4 項（これらの規定を準用する場合を含む）による災害延長

対象となる申告等は
法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別
税に係る確定申告ですか？

いいえ

(1) により申請してください。

※当様式は、すべての申告・申請・届出等（審査請求に関するものを除く）が対象となります。

はい

事業年度終了の日から 45 日以内に
申請ができますか？
（既に法人事業税等の申告期限の延長を受けて
いる場合には、申告書の提出期限の到来する日
の 15 日前までに申請ができますか？）

いいえ

(1) により申請してください。

はい

東京都が本店の法人ですか？

いいえ

(1) により申請してください。

※(2)は主たる事務所等が所在する道府県に申請します。主たる事務所等が所在する道府県で(2)による延長申請の承認を受けた場合は、東京都への申請は不要です。

はい

(1) 又は (2) のいずれでも申請できます。
2種類の延長申請書の違いについては、下表をご参照ください。

【2種類の延長申請書の違い】

	22号様式【東京都都税条例施行規則第22号様式】 ((1) 東京都都税条例第17条の2第2項による災害延長)	13号様式【地方税法施行規則 第13号様式】 ((2) 地方税法第72条の25第2項又は第4項 (これらの規定を準用する場合を含む) による災害延長)
他の道府県や市町村にも法人二税を申告する場合は	他の道府県や市町村にも延長申請が必要 (期限の延長が可能かどうか、可能な場合にはどのような様式で申請するのか等を、当該他の道府県・市町村に確認する)	(東京都が本店の場合) 東京都にのみ延長申請すれば足りる
いつまでに延長の申請をしなければならないか	災害その他やむを得ない理由のやんだ日から15日以内 ※法人税と同様に、申告書を作成・提出することが可能となった時点で、申告書の提出と同時に、申請(申告)することができる	事業年度終了の日から45日以内 (既に法人事業税等の申告期限の延長を受けている場合には、申告書の提出期限の到来する日の15日前まで)
いつまで期限を延長できるか	災害その他やむを得ない理由のやんだ日から2月以内	指定を受けようとする日まで
対象となる申告等は	都税に係る申告、申請等 (予定申告などの確定申告以外の申告や、収益事業を行わないNPO法人等の均等割の免除申請なども対象)	法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税に係る確定申告のみ
収益事業を行わない公益法人等である場合は	使用できる	使用できない (法人税に災害延長の申請を行わない場合は法人住民税は延長されないため)
法令根拠は	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第20条の5の2 ・東京都都税条例第17条の2第2、3項 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第72条の25第2項、4項 ・地方税法施行令第24条の3、第24条の4の2